

# ○国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則

〔平成18年4月1日〕  
規則第71号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成20. 6. 26 20規則55  
平成27. 2. 19 26規則60 平成31. 3. 7 30規則22  
平成31. 3. 7 30規則34

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第54条第3項の規定に基づき転学部・転学科の取扱いについて、この規則を定める。

(許可の時期)

**第2条** 転学部の許可の時期は、4月1日又は、10月1日とする。

(出願資格)

**第3条** 転学部は、本学に1ヶ年以上在学する者が出願できる。

(許可)

**第4条** 所属学部及び志望する学部（以下「志望学部」という。）の教授会の承認を経て、学長が許可する。

(手続等)

**第5条** 転学部を出願する者は、第2条に定める許可の時期の2ヶ月前までに次の書類を所属学部の長に提出するものとする。

- (1) 転学部願（別紙様式）
- (2) 成績証明書
- (3) その他所属学部及び志望学部で必要と認める書類

**第6条** 前条により転学部の出願を承認した所属学部の長は、前条により提出された書類及び出願許可書を、第2条に定める許可の時期の1ヶ月前までに志望学部の長へ送付するものとする。

**第7条** 前条の書類を受理した志望学部は、第4条により転学部の志望を承認した場合、速やかに学長に対し志望者の転学を申し立てるものとする。

(卒業要件単位の認定)

**第8条** 転学部を許可された者の卒業要件としての単位の認定は、各学部の当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が行う。

(在学年限)

**第9条** 転学部を許可された者の残りの在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。

(転学部の制限)

**第10条** 転学部を許可された者は、再び転学部を願い出ることとはできない。

(その他)

**第 1 1 条** この規則に定めるもののほか、転学部に関して必要な事項は、各学部が別に定める。

(転学科)

**第 1 2 条** 転学科（課程・専攻を含む。）については、各学部において定める。

#### **附 則**

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 6. 26 20規則55）

この規則は、平成20年6月26日から施行する。

**附 則**（平成27. 2. 19 26規則60）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

